

# 軽油引取税を電子申告する皆様へのお願い

千葉県へ eLTAX による軽油引取税の電子申告を行う際は、以下の事項に留意のうえご提出ください。

## ◇電子申告とは？

地方税共同機構が運営している「eLTAX」を利用して電子による軽油引取税の申告及び納付が行えます。

詳しい利用方法等については、以下、URL「軽油引取税の電子申告手続き拡充に係る特設ページ」をご覧ください。

※電子申告等を行うには、インターネットを利用できる環境が必要となります。

URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432>



## ◇千葉県からのお願い

### 1.課税番号の記載

納入申告書(第16号の10様式)及び納付申告書(第16号の12様式)を電子申告する場合には、**備考欄**へ**課税番号の記載**をお願いします。

1 2 3 4 5 6 7 8 9
備考 課税番号のみ <b>全角数字</b> で記入。

### 2.事業者(所)コードの記載

納入申告書(第16号の10様式)及び報告書(第16号の40様式等)の別表については、極力、**事業者(所)コードの記載**をお願いいたします。

事業者(所)コードが不明な場合は、**管轄する県税事務所**へお問い合わせください。

### 3.徴収猶予に係る担保の提出

担保の提供が必要な方は、**eLTAXにより申請**した場合でも必ずご提出ください。

### 4.免税証の提出

免税証は**従来どおり窓口又は郵送**により原本を申告期限までにご提出ください。

## 連絡先

千葉西県税事務所:043-279-7111

松戸県税事務所:047-361-4036

佐倉県税事務所:043-483-1116

香取県税事務所:0478-54-1314

茂原県税事務所:0475-22-1721

木更津県税事務所:0438-22-7221

軽油引取税室:043-223-2170



チーバくん